

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要
綱

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十月一日とする。